

障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 14 号

障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の一部を改正する条例

障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「発達障がい」の次に「及び高次脳機能障害」を加える。

第8条第2項中「するよう努めるものとする」を「しなければならない」に改める。

第16条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「家族」の次に「、事業者」を加え、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（情報の収集、整理及び提供）

第10条 市は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（福島市社会福祉審議会条例の一部改正）

2 福島市社会福祉審議会条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第10項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。